

相模原市立産業会館照明 L E D 化修繕 仕様書

本仕様書は業務の実施に必要な事項について定めるものとし、契約書、本仕様書等に明記されていない事項であっても、作業の性質上、危険防止措置や作業に必要な業務については、受注者の責任において実施するものとする。

1 目 的

相模原市立産業会館の照明器具を LED 器具に更新修繕し、消費電力の低減を図り環境負荷の低減を図る。

2 対象施設

相模原市立産業会館

相模原市中央区中央 3 - 1 2 - 1

3 履行期限

契約日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

4 修繕概要

- (1) 相模原市立産業会館一般照明器具を LED 照明器具に修繕する。必要な配線を行い、保全を図る。
- (2) 撤去した照明器具については、適正に処分すること。
- (3) 試験調整を実施すること。
- (4) 機器の詳細については、「【別紙】産業会館 LED 選定器具一覧」のとおり（同等品可）。
なお、設置場所によっては LED の色の変更を発注者より協議する場合がある。
- (6) 修繕の内容について不明な点については、発注者と調整の上、実施すること。
- (7) 必要とする各諸官庁への手続や立会検査等は発注者と打合せの上、行うこと。なお、手続に要する費用は全て受注者負担とする。
- (8) 機器の撤去、更新に当たっては、施工は原則として一般利用者の施設利用がない時間帯に実施するものとし、実施日については、事前に発注者と調整すること。
- (9) 機器の消費電力量を交換前後で測定し、報告すること。
- (10) 修繕完了後は発注者が立会いの上で、機器の運転状況及び現場の確認を行うものとする。

5 提出書類

- (1) 工程表（契約後速やかに提出すること。）
- (2) 機器の納入仕様書（契約後速やかに提出すること。）
- (3) 写真（修繕前、修繕途中、完成）付き完了報告書
- (4) その他、発注者が指示するものを提出する。

6 その他留意事項

- (1) 現地調査及び詳細設計において、機器の確認や回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。
- (2) 施工に当たっては、施設管理者と十分に調整するとともに、利用者の安全に十分注意し、事故防止に努めること。
- (3) 修繕作業に使用する材料は全て新品とする。
- (4) 修繕作業に当たっての安全管理については、発注者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、修繕作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (5) 修繕作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。指定した部材以外のものが必要となった場合には、必要な部材等については受注者で負担すること。
- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (7) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、エレベーター、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の使用については、事前に発注者と調整すること。
- (8) 作業中は粉塵の飛散に十分注意し、必要な養生を行うこと。
- (9) 作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- (10) 修繕により発生した、部材等、廃棄物等は適正に処分すること。
- (11) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し受注者で処分するものとする。
- (12) 修繕作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを報告すること。
- (13) 修繕前後の照度測定を実施し、その結果を書面で報告すること。
- (14) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (15) 本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組みます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。